

BELS 評価業務料金規程

ハウスプラス住宅保証株式会社

(目的)

第1条 この規程は、別に定める「BELS 評価業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づきハウスプラス住宅保証株式会社(以下「ハウスプラス」という。)が実施するBELS 評価業務に係る評価料金(以下「評価料金」という。)について、必要な事項を定める。

(評価料金)

第2条 業務規程第12条に規定する評価料金は、評価を行う建築物が非住宅である場合は別表1、評価を行う建築物が住宅である場合は別表2、複合建築物(住宅及び非住宅で構成された建築物)である場合は別表3、申請の取下げ及び評価書等の再交付については別表4、プレート等の交付については別表5に掲げるとおりとする。

(評価料金の納入)

第3条 申請者は、評価料金を「BLES 評価業務約款」(以下「業務約款」という。)第5条に規定する料金の支払方法により納入する。

- 2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。
- 3 評価料金の納入期日は、請求書に定める期日とする。

(評価料金を減額するための要件)

第4条 評価料金は、次に掲げる場合に減額することができるものとする。

- (1) 当該業務が効率的に実施できるとハウスプラスが判断したとき。
 - ・複数の建築物に係る評価業務依頼が、一定期間内に見込まれるとき。
 - ・評価手法の国土交通大臣が認める方法により、効率的に実施できると判断できるとき。
 - ・他の住宅性能評価機関等が交付した住宅性能評価書等により、効率的に実施できると判断できるとき。
 - ・その他ハウスプラスが認める場合。
- (2) 申請者が年間開発の全てをハウスプラスに申請する旨の年間契約を行うとき。
- (3) あらかじめハウスプラスが定める日又は期間内に評価業務依頼を行ったとき。

(評価料金を増額するための要件)

第5条 評価料金は、次に掲げる場合に増額することができるものとする。

- (1) 申請者の非協力その他ハウスプラスの責めに帰することのできない事由により業務期日が延期したとき。
- (2) 評価書が交付される前に大きく計画の変更を行うとき。
- (3) 別表1から別表4に定める評価料金に含まれない業務を実施しなければ、評価が行えないとハウスプラスが判断したとき。

(その他の料金)

第6条 ハウспラスは、必要と判断される場合には費用を別途請求できるものとする。

(附則) この規程は平成27年4月25日より施行する。

(附則) この規程は平成27年8月5日より施行する。

(附則) この規程は平成28年4月1日より施行する。

(附則) この規程は平成29年7月3日より施行する。

(附則) この規程は平成29年9月1日より施行する。

(附則) この規程は令和3年4月1日より施行する。

(附則) この規程は令和6年4月1日より施行する。

(附則) この規程は令和6年12月1日より施行する。

別表1 非住宅（金額はすべて税込、単位：円）

【新規】※1 / 【新築建築物・既存建築物】

電子申請の場合で評価書等の電子交付を行う場合の評価料金

注意) 電子申請ではない場合または評価書の電子交付に加え紙面の発行を希望する場合は、
下表に 1,650円 を加算させていただきます。

建築物の用途	評価対象面積	標準入力法 主要室入力法	モデル建物法
学校 ホテル 病院 集会場 店舗等 老人福祉施設	300 m ² 未満	148,500円	79,200円
	300 m ² 超～2,000 m ²	242,000円	132,000円
	2,000 m ² 超～5,000 m ²	321,200円	181,500円
	5,000 m ² 超～10,000 m ²	407,000円	209,000円
	10,000 m ² 超～20,000 m ²	440,000円	253,000円
	20,000 m ² 超～50,000 m ²	572,000円	308,000円
	50,000 m ² 超～100,000 m ²	825,000円	440,000円
	100,000 m ² 超～	見積り	見積り
工場 倉庫等	300 m ² 未満	88,000円	33,000円
	300 m ² 超～2,000 m ²	132,000円	66,000円
	2,000 m ² 超～5,000 m ²	176,000円	88,000円
	5,000 m ² 超～10,000 m ²	198,000円	110,000円
	10,000 m ² 超～20,000 m ²	220,000円	132,000円
	20,000 m ² 超～50,000 m ²	363,000円	165,000円
	50,000 m ² 超～100,000 m ²	440,000円	242,000円
	100,000 m ² 超～	見積り	見積り
上記以外	300 m ² 未満	105,600円	52,800円
	300 m ² 超～2,000 m ²	154,000円	82,500円
	2,000 m ² 超～5,000 m ²	198,000円	107,800円
	5,000 m ² 超～10,000 m ²	242,000円	132,000円
	10,000 m ² 超～20,000 m ²	275,000円	154,000円
	20,000 m ² 超～50,000 m ²	374,000円	198,000円
	50,000 m ² 超～100,000 m ²	550,000円	275,000円
	100,000 m ² 超～	見積り	見積り

※1 変更申請は、別途見積りとさせていただきます。

※2 モデル建物法において複数の用途による評価の場合には、最も大きな面積の用途を基準とし以下の算出式による料金を加算させていただきます。

$$\left(\text{基準用途の判定料金} \times 20\% \times (\text{用途数} - 1) \right)$$

※3 建築物エネルギー消費性能適合性判定等と併願の場合は、評価料金を 11,000円 とさせていただきます。

別表2 住宅（金額はすべて税込）

【新規・変更】／【新築建築物・既存建築物】

1) 一戸建ての住宅

電子申請の場合で評価書等の電子交付を行う場合の評価料金

注意) 電子申請ではない場合または評価書の電子交付に加え紙面の発行を希望する場合は、下表に1,650円を加算させていただきます。

評価のタイプ		一律	評価内容
A	通常評価 ※1	35,200円	※1 外皮基準及び一次エネルギー消費量の評価
B	外皮基準のみ活用評価 ※2	14,300円	※2 外皮基準部分を他のサービスにより実施している場合 ・住宅性能評価 (5-1 断熱等性能等級)
C	外皮基準及び一次エネルギー消費量活用評価 ※3	8,800円	※3 外皮基準部分及び一次エネルギー消費量部分を他のサービスにより実施している場合 ・住宅性能評価 (5-1 断熱等性能等級及び5-2 一次エネルギー消費量等級) ・低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査 ・性能向上計画認定に係る技術的審査 ・長期使用構造等確認

2) 長屋タイプ (※4)

電子申請の場合で評価書等の電子交付を行う場合の評価料金

注意) 電子申請ではない場合または評価書の電子交付に加え紙面の発行を希望する場合は、下表に1,650円を加算させていただきます。

評価のタイプ		2戸	3・4戸	5・6戸	7・8戸	9・10戸
		ア	イ	ウ	エ	オ
D	通常評価 ※1	70,400円	105,600円	116,600円	127,600円	138,600円
E	外皮基準のみ活用評価 ※2	28,600円	57,200円	70,400円	77,000円	94,600円
F	外皮基準及び一次エネルギー消費量活用評価 ※3	17,600円	35,200円	52,800円	70,400円	88,000円

※4 ここでいう「長屋タイプ」とは、2～10戸までの住戸数のものを指し、原則として、共用廊

下等がある場合でも、共用部の一次エネルギー消費量計算が生じない住宅を指します。建築物基準法施行規則別表で定める長屋ではない場合においても、一定の住戸プランが反復するような共同住宅（ハウスプラスが認める場合に限る）においても、長屋タイプとして扱うことができます。

（共用部を評価対象とする場合は、3）共同住宅等の料金によります。）

3) 共同住宅等（上記2）の長屋タイプを除く）（金額はすべて税込）

【新規・変更】／【新築建築物・既存建築物】

評価料金は、審査料金と住戸発行事務手数料を合計した金額です。

評価のタイプ		審査料金	住戸発行事務手数料
G	共同住宅等の住棟	お見積り	—
H	共同住宅等の住戸		評価書発行住戸あたり 1,650円を加算させていただきます。
I	共同住宅等の住棟および住戸		

別表3 複合建築物（住宅及び非住宅で構成された建築物）（金額はすべて税込）

【新規・変更】／【新築建築物・既存建築物】

評価料金は、非住宅部分と住宅部分の審査料金と住戸発行事務手数料を合計した金額になります。

- 1) 複合建築物の非住宅部分
別表1の料金によります
- 2) 複合建築物の住宅部分

評価のタイプ		審査料金	住戸発行事務手数料
J	複合建築物の住戸	お見積り	評価書発行住戸あたり 1,650円を加算させていただきます。
K	複合建築物の住宅部分全体		
L	店舗等併用住宅の住戸 ※5		

※5 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別紙の表の用途の区分）における「08060：住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの」（「店舗等併用住宅」という）の用途は、この別表3住宅・非住宅複合建築物に該当します。この場合の住宅部分（1住戸）のみを評価する場合は、別表2の1）一戸建ての住宅の料金とすることができます。

別表4 その他（共通）（金額はすべて税込）

取下げ手数料

	受取のみ	受付済	質疑提出後
取下げ手数料	なし (金額ご返金)	一律 5,500円	評価料金全額

ただし、ハウスプラスが認める場合又はハウスプラスの責めに帰すべき事由により審査の業務が実施できなかった場合は、この限りではない。

再発行手数料

	再発行
BELS 評価書 再発行手数料	5,500円/枚

別表5 プレート等交付（金額はすべて税込、単位：円）

プレート

プレート等の種類・仕様・サイズ等			価格
室内用 カウンター置き プレート 材質：ステンレス	B 5	本体：W182×H257mm 表示面：W182×H257mm	17,050 円
	B 6	本体：W128×H182mm 表示面：W128×H182mm	15,900 円
	A 6	本体：W105×H148mm 表示面：W105×H148mm	14,960 円
室内用 カウンター置き プレート 材質：透明アクリル	B 5	本体：W182×H257mm 表示面：W176×H246mm 表示タイプ：表貼り又は立体	17,050 円
	B 6	本体：W128×H182mm 表示面：W124×H173mm 表示タイプ：表貼り又は立体	15,950 円
	A 6	本体：W105×H148mm 表示面：W102×H142mm 表示タイプ：表貼り又は立体	14,960 円
屋内用プレート 材質：透明アクリル	A 4	本体：W210×H297mm 表示面：W176×H246mm 表示タイプ：表貼り又は立体	23,100 円
	A 3	本体：W297×H420mm 表示面：W250×H347mm 表示タイプ：表貼り又は立体	26,400 円
屋外対応プレート 材質：透明アクリル	A 4	フレーム：シルバー 本体：W245×H332mm 表示面：W185×H272mm	41,800 円
	A 3	フレーム：シルバー 本体：W332×H455mm 表示面：W272×H395mm	50,600 円
	A 4	フレーム：ホワイト 本体：W245×H332mm 表示面：W185×H272mm	41,800 円
	A 3	フレーム：ホワイト 本体：W332×H455mm 表示面：W272×H395mm	50,600 円

シール

シールの種類		価格
プレートシール	B 5 W176×H246	4,400 円
	B 6 W124×H173	3,850 円
	A 6 W102×H142	3,850 円
ラベルシール	省略版横長タイプ W100×H40	3,850 円
	省略版四角タイプ W59×H52	3,850 円
	省エネ性能ラベル W100×H75	3,850 円

以上